

非常通信はいつやるか

① 大災害時に非常通信は行われるのでしょうか

要請により非常通信を実施します

開始

横須賀市に非常災害が発生し、市が災害対策本部を設置し、本部長より情報の伝達につき当協議会に要請があった時から実施します(運用基準第2条)



終了

本部長より終了の指示が当協議会に到達された時をもって終了します(運用基準第7条)

※医療救護関連は医師会からの要請により運用の検討が開始されます
※非常通信は電波法52条の4号に基づき運用します

② まず、どうすればよいでしょうか

非常通信が予測される場合は

非常通信周波数を聴守してください(運用基準第3条)

ただし

まずは、ご自分・家族・自宅・
周辺での災害からの安全の
確保を最優先に考えてください

自助/共助を優先してください



防災対策・災害対応を考えるうえで「自助／共助／公助」という考え方があります

自助とは、自ら(家族も含む)の命は自らが守ること、または備えること

共助とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること

公助とは、行政をはじめ警察・消防・ライフラインを支える各社による応急・復旧対策活動

FMLピータJP1YMEの周波数**439.78MHz**を聴守してください。

または145.00MHzの呼出周波数・非常通信周波数を聴守してください。

なお、144MHz帯は行政センター・本庁間の直接波による情報の受伝達に使用します。